

傍流の正論

税歴60年の教え

■弁護士・税理士 品川芳宣 [5]

昭和37年3月30日、当時千代田区代官町(乾門の前にあつた国税庁税務講習所東京支所の門をくぐつた。翌日の身体検査を受け、4月1日から晴れて税務職員となり、「普通科22期生」の研修がスタートした。格倉は、近衛兵の兵舎を再利用したもので、寮生活は6畳に3人入居という窮屈な生活であったが、勉強は樂しかつた。当時の普通科の研修では、1年間で短期大学以上のカリキュラムが組まれていると聞かされたが、初めて勉強に専念できる環境が与えられた思いであつた。

授業の充実とは別に、外部の著名人による教養講話は考え方されることが多くつた。その中で、今でも記憶しているものに、「努力3代」という講話があつた。それは、努力したらすぐ成果があらわれるものではなく、そのような努力は、親、子、孫の3代にわたって繰り返せば、成果は必ずあらわれる、というものであつた。今思つても、そのような壮大な努力をしたことがなかつたので、成績があらわれなくても不平を言つことはできないが、努力の體験の重要性は認識させられた。

また、当時の普通科の教育官も、立派で異色の方多かつた。というのは、終戦後、外地からの引揚者や軍人であつた人たちが職がないといつことで、国税庁(特に、東京国税局)は、そのような人たちを数百名採用したことがあつた。採用された人々たちは、旧制大学卒や軍の幹部候補生の方が多く、戦後の税務行政の基礎を造つたとも言われる。そして、普通科の教育官も、そういう人たちが多く、いわゆる役人でない人が多かつた。

筆者の班の担当教育官のK先生も、元軍人でそういう風格を持つてゐる方であつた。当時の研修生は、東京国税局と関東信越国税局とに所属していたので、両局長の講話があつた。その1人は、元総理大臣の御曹司であつたこともあ

り、大蔵省では、特別の存在であつた。その講義には、所長以下全教育官も参加され、さそ立派なお話をうかがえるものと期待していた。しかし、その内容は、労働組合問題に終始し、某組合には入るな、といつものであつたため、がつかりして、不覚にも途中から頬杖をついてしまつた。それを見た所長が激怒し、K先生に、とにかく呪のよう指示があつたようである。K先生から「誰もいらない教室に呼び出され、講話の時の席を確認した上で、所長が激怒していることを伝えられた。しかし、K先生は、「あのお話を頬杖もつきなくなるな!」しかし、所長のこのようなお考えが一般的だから注意したほうがいい、今日は厳しく叱つたことじておくから頑張りなさい」と笑つて励ましてくれた。先生の度量の広さに強い感銘を受けた。

また、所得税法のN先生は、「申告所得税における申告水準はせいぜい5%前後である。それを8割程度に引き上げるのが我々の仕事だ! 10割にしたらむしろ旗が立つ」と話していたが、申告納税制度の真髓を突いているものと考えられる。現在、消費税について手間かかるインボイス制度を導入し、100%正確な税収確保が図れると喧伝しているが、それとて欠陥が多いことを考へれば、現行制度の方がむしろベタである。

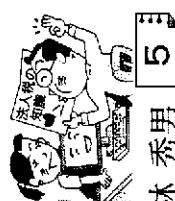
そして、入所した秋には、その年に導入された国税通則法の講義が始まったが、講義の冒頭に国税徴収法担当のO先生が、「国税庁の会議で徴収の担当が通削送を講義することになった。しかし、我々は、滞納処分が専門であり、通削送はむしろ賦課關係が多いので、個人的には反対である。私の講義が不十分なのは、国税庁の判断が誤りであるたゞ思ひなさい」と言われた。その後、国税通則法が国税徴収法の一部であるかのように取り扱われ、国税職員も税理士も、租税手続法の根幹を失つた業務を続けていた。その弊害が大きいことは、筆者が大学院で税理士に対して国税通則法を講義するに至つた時に一層痛感した。

このように、当時の普通科研修は、物事の本質を突きユニークな教育が多かつただけに、研修生にとって極めて有益であつた。

つ、その対価を譲渡人が収入として得ているときであつても、一定の目的のためには、譲渡がなかかるものとして表示する会計基準であるとしました。

一方、法人税法は、「適正な課税及び納税義務の履行を確保することを目的とした、～略～基本的に収入の原因となるた

教育官の教え



[5]

■税理士 小林秀男

会計処理に必要な知識

■税理士 小林秀男 [5]

会計基準が争われた裁判

傍流の正論

税歴60年の教え

■弁護士・税理士 品川芳宣 6

普通科卒業時、配属署と所属する課の希望を聞かれたので、「新潟大学を休学しているので、署は新潟で、総務課以外の税金の仕事なら何でもやります」と答えておいた。卒業式当日、手渡された辞令には、「鉢子税務署総務課」と書かれていた。無意識で受け取り、研修中に国家公務員中級試験にトップで合格し、中央省庁からの誘いもあって、迷いがあつた。しかし、一週間後、同期8名、S総務課長に率いられ責任した。「鉢子は国の突然外れ」と言われるだけあって、西国駅から約3時間の汽車旅は長く感じた。

当時の鉢子税務署は、総勢82名、約3割は普通科1~3年の若年(見習)職員であった。着任してまもなく、税務職員の宿命とも言える悲しい話を聞かされた。一つは、間税課酒税係の人たちが、毎月特定の日に花束を持って近くのお手にお参りに行っていた。総務課の先輩の方に、「酒税係の人たちは何をしに行くのですか?」と聞いた。答えは、「10年ほど前、密造酒の摘発を行った職員が、摘発の現場(烟)で撲殺された日(月曜日)にお参りに行く」とのことであった。そのようなことは、研修中にも聞かされたことがあったが、身近なことと知られ、税務職員の厳しい職務を思ひ知らされた。その後、金沢国税局調査監察部長時代、あるパチンコ店にガサ入れした際、逆上した店主が、「あつ殺すぞ!」とわめいてゴルフクラブを振り回したことがあった。現場にいた私は、思わず受話器を取って警察に連絡しようとした時、その店主の長男(大学生)が「お父さん、それをやつたらお世舞だ!」と言つて、父親を羽衣に絞めにしたので、無事に済んだ。一歩間違えば、同じ運命を辿るところであった。

もう一つは、総務課の隣の徵収課に明らかに精神的に病んだTさんという職員がいた。課の人たちとの会話はできていたが、満

納者に対する督促くらいはできていたが、同僚とも出張もしていた。しかし、席にいるときはいつもボーッとした感じでいた。特に、他人に危機を考えるわけでもないので、同僚からは、「Tさん」とか「T」とかと言われていた。この人について、総務課の先輩に、「Tさんはどういう人ですか?なぜ職員として勤務してもらわれるのですか?」と聞いた。先輩からは、「Tさんは、数年前に差押え等の滞納処分に行つた先で、その滞納者が自殺したため、Tさんもそれを苦にして精神を病み、その後、落ち着いたものの、どのような状態になっている」「役所としても、そういう人を首にはできないだろう」という説があった。その

後、関東信越国税局調査監察部に勤務していた頃、査察調査の尋問中、査察官が8階のビルの窓から飛び降りたという話を聞かされたことがある。その査察官も、それがショックで精神的に障害を来たしたうであるが、どうやら職場に復帰したもの、後遺症が残っているものであった。

どちらあれ、昔から、「株金取り」は嫌われ者の代名詞のようなことが言われてきたり。かつて、映画「マルサの女」がヒットするまでは、税務職員は「絶対にドラマの主人公はなれない」とも言われてきた。また、川柳に、「次だ! 税務署だ! ほっこり」という一句がある。これも庶民の税務署への気持ちが表れている。このような嫌われ者の税務職員であつても、肯、勤勉、誠実、善良な人たちの集団である。しかし、職場に忠実で、かつ、熱心に取り組めば取り組むほど、他人の恨みを買うという、因縁な仕事ではある。そのような因縁な仕事であるじうじうと/or、税務職員となつた最初の税務署で知ることができたなどいふことは、自分にどうでも、税務職員としてのあり方等について考えさせられることが多い。

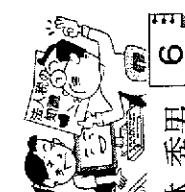
ところで、このような悲しい話とは別に、かつて、行政機関(役所)の窓口で「どの役所が一番親切か」というアンケート調査があつた際、税務署が1位か2位であつたと記憶している。これなどは、税務職員は、厳しい使命を負っているがゆえに、国民に真の行政サービスを提供しようと努めている証左であると言える。

法人税法で定める処理が認められます。

平成23年2月に中小企業庁が設置した「中小企業の会計に関する検討会」により、「中小企業の会計に関する基本要領」(今後「要領」といいます)が公表されています。

要領の本文は、全18頁であり、指針よ

税務職員会計



会計処理に必要な知識

■税理士 小林秀男 6

中小企業の会計基準